

世田谷区農業振興計画（案）について

(付議の要旨)

世田谷区における農業のあり方を明らかにする「世田谷区農業振興計画（案）」を取りまとめたので、「世田谷区農業振興計画（素案）」への区民意見とあわせて報告する。

1 主旨

現行の世田谷区農業振興計画は、平成21年度からの10年間を期間としており、平成30年度で区切りを迎えている。この間、国においては、平成29年には生産緑地法の一部改正が行われ、平成30年には都市農地の貸借円滑化制度が導入されるなど、都市農業振興基本計画（平成28年）に沿って制度改正が進められている。

また、東京都においても、国の動きを踏まえ、新たな「東京農業振興プラン」を平成29年に策定した。このような都市農業を取り巻く状況を的確に反映し、平成31年度から10か年を見通した区内農業のあり方を明らかにする「世田谷区農業振興計画（案）」を取りまとめたので、「世田谷区農業振興計画（素案）」への区民意見等とあわせて報告する。

2 案策定までの経過

平成29年11月より、学識経験者、関係団体、区民、関係行政機関を委員とした農業振興対策委員会での意見を踏まえた検討を行い、「世田谷区農業振興計画（素案）」を策定し、平成30年9月15日より区民意見募集等を行った。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行されたことを受けて、文言の修正等を行い、農業振興対策委員会等での意見を踏まえ、区として「世田谷区農業振興計画（案）」を取りまとめた。

3 内容

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 世田谷区農業振興計画（案）概要版 | 資料1のとおり |
| (2) 世田谷区農業振興計画（案） | 資料2のとおり |
| (3) 区民意見募集の結果及び区の考え方について | 資料3のとおり |
| (4) 修正箇所一覧 | 資料4のとおり |

4 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|-------|------|-----------------|
| 平成31年 | 2月 | 区民生活常任委員会（案の報告） |
| | 3月下旬 | 世田谷区農業振興計画策定 |